

今後の進め方（案）

新宿の拠点再整備検討委員会（以下「委員会」という。）は、設置要綱の第2条において、下記のとおり新宿の拠点再整備方針の具体化について検討をすることを目的としている。

（目的）

第2条【抜粋】

これらの実現に向けて、東京都と新宿区は、本委員会を設置し、先行して再編が見込まれる駅直近地区の整備方針及び周辺地域との交流や回遊性の向上に資する都市基盤の整備方針の検討を進め、「新宿の拠点再整備方針」（以下「整備方針」という。）を策定した。本委員会は、整備方針の具体化について検討することを目的とする。

この目的に沿って、整備方針の策定後も、方針1から方針10の実現を目指し、委員会で検討を続けている。

東京都と新宿区は、委員会の検討状況を踏まえ、2019年12月に直近地区の都市計画道路、土地区画整理事業等の都市計画決定を行った。今年度は、駅ビルの建替え等の具体化に合わせた都市計画変更や、土地区画整理事業の事業着手に向けた手続きを検討している。

今後は、整備方針の具体化に向けて、下記の項目について、検討部会等を通して検討を進め、委員会に報告し、確認する。開催頻度については、年1回以上とする。

方針1～3 （都市基盤） 【都街路・区基盤】	2019年12月の都市計画決定された内容の深度化とともに、駅ビルの建替え等の具体化に合わせて検討が必要な内容、今後段階的に都市計画に定めようとする施設の考え方など、関係者間で詳細の検討を進め、委員会に報告し、内容の確認を行う。
方針4～7 （空間・景観） 【都開企・区まち】	デザイン検討部会で検討を進め、委員会に報告し、内容の確認を行う。必要に応じて、「デザインポリシー」の見直しを行う。
方針8 （都市機能） 【区まち・都開企】	駅ビルの建替え等の具体化に合わせて導入機能と方針8との整合について、関係者間で検討を進める。 適切な時期に委員会に報告し、内容の確認を行う。
方針9 （新技術等） 【都街路・事業者】	駅前広場の整備、駅ビルの建替え等の具体化に合わせて新技術の導入について、関係者間で検討を進める。 適切な時期に委員会に報告し、内容の確認を行う。
方針10 （エリアマネジメント等） 【事業者】	エリアマネジメントについて、事業者を主体に検討を進める。 適切な時期に委員会に報告し、内容の確認を行う。

【凡例】都街路…東京都都市整備局都市基盤部街路計画課

都開企…東京都都市整備局都市づくり政策部開発企画課

区基盤…新宿区都市計画部新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺基盤整備担当課

区まち…新宿区都市計画部新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺まちづくり担当課

また、土地区画整理事業や駅ビルの建替え等に係る工事調整については、土地区画整理事業者が事務局となり、別途調整を行っていく。工事調整のうち都市基盤や空間景観に関わることについては、委員会等を通じて、随時情報交換、議題の共有を行いながら調整していく。